



■平成27年6月5日～6月22日、6月定例月会議が開催されました。  
 山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。  
 なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

## 山本せいごの一般質問（6月定例月会議）

### 空き家対策について

「空き家対策特別措置法」が5月26日施行された。  
 法では、対策の実施主体が市町村と明記され、管理されずに放置された空き家を一定の基準で市町村が「特定空き家」と判断すれば、所有者に解体を勧告したり、従わない場合に行政が代わって解体することができる。また固定資産の優遇措置も勧告に従わない場合、解除できる。  
 本町の空き家に対する対応をうかがう。

#### 質問1：空き家対策特別措置法に対する今後の対応は？

答弁：①空き家を管理する責務は空き家の所有者にある。  
 一方、周辺に悪影響を及ぼす空き家は市町村で立入検査、指導・助言、勧告、命令、代執行などができる。  
 ②ガイドラインが示されたので、本町の特定空き家等に関する基準について調査・検討をしていきたい。



#### 質問3：固定資産税の優遇措置の実態と対応は？

答弁：①住宅用地の固定資産税の軽減で、200㎡までの小規模住宅は評価額の6分の1、200㎡を超える一般住宅は3分の1となっている。  
 ②非住宅の宅地では、評価額の70%となっている。特定空き家として勧告されると、非住宅の宅地として課税することになる。



●空き家情報のデータ管理について、責任箇所、責任者を明確にして、情報漏えいなど取扱いに遺漏のないようやっていただきたい。

#### 質問2：自然災害や火災など防災面での対応は？

答弁：①昨年度の状況は、周囲の建築物に悪影響を及ぼす空き家はなかった。  
 ②火災予防については、空き家の特別措置法での定めがないため、本町の火災予防条例に基づき必要な措置を講じる。



#### 質問4：空き家の相談や苦情の処理と対応は？

答弁：①昨年度の苦情や相談件数は、11件。庭木などの剪定に関する内容であった。  
 ②今後、特定空き家の判断基準を作成するが、当面は、火災予防条例に基づき対応していく。

#### 質問5：空き家対策のデータ管理など責任部局は？

答弁：①今後体制を整えていくという段階。

### 勤務時間内の喫煙の考え方について



禁煙の取り組みについて、これまでいろんな角度から提案してきた。その中で「勤務時間中における職員の喫煙はリフレッシュのため必要」との答弁があった。「本人の健康、受動喫煙による周囲の迷惑、勤務時間中は税金からの賃金払い」など考え合わせ、また来客の住民へのマナーからも、リフレッシュの考え方を直していただきたい。

健康的で効率的なリフレッシュの方法として、ストレッチ、いちご体操のコンパクト版、目疲れにホットな蒸しタオルなど、喫煙リフレッシュの考えを変えるきっかけ作りから推進をしていただきたい。

答弁：  
 提案の内容についても効果的な方法について産業医とも相談し、職員の健康問題に取り組む。

# 議会だより (つづき 1)

## 防災対策について



近年特に異常気象による局地的豪雨などにより全国各地で甚大な被害が多発している。精華町においても局地的豪雨で住宅や田畑の浸水による被害が発生し、住民生活に多大な影響を及ぼした経験がある。それらの経験に基づいた対策の状況と今後の課題を問う。

### 質問1: 河川改修の現状と今後の計画は?

- 答弁: ①自衛隊正門から上流光台までは完成、下流も順次改修を進めている。(すす谷川)  
②九百石川1号雨水路は、今年度詳細設計後28年度工事着手の予定。(谷川)  
③九百石川2号雨水路は、近鉄軌道下の工事を6月中旬から工事着手の予定。(山川)  
④菅井雨水路については、1期工事完了、今年度上流側との接続工事など予定。

### 質問2: 河川等の改修による効果は?

- 答弁: ①今までに豪雨によって浸水被害のあった箇所を重点的に排水対策を講じ排水能力の向上を図っている。  
・祝園1丁目地区、祝園二ノ坪地区、菱田八講田地区など

### 質問3: 木津川河川の対策と関係地域の連携は?

- 答弁: ①国土交通省において、本町区域の木津川堤防の浸透対策工事を平成18年より順次実施。  
②木津川治水事業の強化について、木津川流域12市町村で構成する木津川治水会より国土交通省に要望をしている。

### 質問4: 防災マップの周知状況と地域の防災会との連携は?

- 答弁: ①防災マップの住民への配布、町のホームページに公開や各自治会に、集会所に貼り出しも依頼している。  
②年2回、自主防災会議を開催し、また防災リーダー養成講座開催で地域の防災力や防災意識の向上とともに連絡体制の確立強化に努めている。



### 質問5: 役場庁舎の1階の浸水防止対策は?

- 答弁: ①24年度に暗渠排水工事、25年度に九百石川に雨水路を接続した。  
工事完了後は、庁舎1階の浸水はない。

### 質問6: 消防庁舎や周辺道路などの浸水時の消防出動の対策とマニュアルは?

- 答弁: ①3年前の豪雨でも浸水はしなかった。木津川の氾濫の可能性は、高山ダムの調整機能もあって、庁舎への浸水の可能性は低いと考えている。  
②気象情報が詳しく得られることから今後の予測がつきやすい。  
③特にマニュアル化までに至っていない。  
大雨が予測される状態であればパトロールで情報把握に努めており、有効な消防活動ができるよう対策を講じている。



- 災害時の対応をマニュアル化して、何かあった時職員だれもが対応できるようにするのが住民の命を守る消防署として当たり前のこと。  
マニュアル化に沿って消防職員の教育・訓練がされてこそ住民が安心する。  
消防は町民の命と暮らしを守る重要な基地です!!!
- 防災マップは、いろんな災害の形を総合して数値を示している。  
その数値を示した以上は、それに対してどう考えていくんだという責任ある発言をしてもらいたい。
- 防災マップは地域の特長がある。地域住民との連携を深めながら減災に努めることが必要。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>